

令和 7 年 3 月 7 日

各 位

福島県商工信用組合

理事長 須佐真子

旧経営陣による不祥事件の隠蔽等について

このたび、福島県商工信用組合（郡山市、理事長 須佐真子）におきまして、誠に遺憾ながら、下記の不祥事件が発生しておりましたこと、また、これらの不祥事件の一部につきまして旧経営陣（事件が発生していた当時の一部の常勤役員、以下「旧経営陣」）がその事実を把握しながら、これを隠蔽し、監督官庁への届出を怠っていたことが判明いたしました。このほか、これに係る調査の過程で現経営陣においても不適切な対応がありました。

信用を第一とする金融機関として、このような重大な事態を招いたことについて、誠に申し訳なく、役職員一同深く反省しております。また、被害にあわれたお客様を始め、日頃より当組合を信頼し、お取引を頂いているお客様、組合員の皆様、地域の皆様に対し、多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることに対して、心から深くお詫び申し上げます。

当組合では、本事件発覚後から外部弁護士による 2 度の第三者調査を実施し、事実関係の調査や、再発防止に向けた取組を進めてまいりました。調査を通して判明した事実、およびお客様への対応状況や再発防止に向けた取り組み状況等についてご報告いたします。

こうした一連の事象に対し、協同組合による金融事業に関する法律第 6 条第 1 項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」）第 24 条第 1 項に基づく報告徴求命令を受けておりましたが、本日、東北財務局長より準用銀行法第 26 条第 1 項に基づく業務改善命令を受けましたので、ご報告申し上げます。今後におきましては、この業務改善命令を重大かつ厳粛に受けとめ、真摯に反省しますとともに、健全かつ適切な業務運営を確保するため、役職員一丸となって法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の充実・強化に全力で取り組んでまいり所存でございます。

記

第 1 当組合で発生した不祥事件について

1. 不祥事件の概要

（1） 職員による不祥事件（別添資料の事案①～⑨）

平成 20 年以降令和 4 年までの間に、定期積金掛込金や定期預金解約金の着服等の不祥事件が 9 件発生している事実を把握しました。更に、いずれの事案においても、監督官庁に対し未報告となっていたことが判明いたしました。事故者や事故金額、不祥事件の内容など、個別事案の内容については別添資料における事案①～⑨のとおりです。

（2） 旧経営陣による隠蔽（別添資料の事案①～⑧）

上記 9 件のうち 8 件（別添資料の事案①～⑧）につきまして、旧経営陣が、不祥事件の事実を把握していながら、これを隠蔽し、法令で定められている監督官庁への報告を怠っていた

ものです。

なお、別添資料の事案⑨につきましては、事故店舗の支店長が事故の発生を知りながらも、これを本部に知らせず店内で秘密裏に処理していたため、不祥事件の発生を本部が認識できず、監督官庁への報告がなされていなかったものです。

(3) 不適切な現金預かり管理（別添資料の事案⑩）

令和6年8月、職員が集金業務に際して過剰金が発生したにも関わらず、これについて上司に報告することなく、自ら保有していたものです。本件は、当該集金先から照会があり、事故者に確認したところ、上記事実が判明いたしました。詳細については別添資料の事案⑩のとおりです。

2. 発覚の端緒

(1) 監督官庁からの指摘

令和4年12月、監督官庁から当時の経営陣による不祥事件の隠蔽に関わる指摘があったことを受けて、内部調査を行ったところ、令和5年2月に不祥事件1件（別添資料の事案⑨）が確認されました。内部調査の結果、事案⑨は事故店舗の支店長が本部へ適切に報告しなかったものであると判断されましたが、当時の経営陣の隠蔽の有無について更なる調査が必要と考え、当組合と利害関係のない弁護士¹（以下「調査者」）に事案⑨の調査を依頼いたしました。

(2) 職員アンケートへの回答

事案⑨の調査過程において、調査者が職員アンケートを実施したところ、職員から、「他にも不祥事件が発生していたが、役員の判断で隠蔽された」など旧経営陣による不祥事件隠蔽を示唆する情報が寄せられました。このため、令和5年6月、当組合は利害関係のない法律事務所²（以下「法律事務所」）に対し、これらの不祥事件の有無、および旧経営陣の判断による不祥事件の隠蔽の有無等について第三者調査を依頼しました。この結果、令和6年5月に受領した調査報告書において、不祥事件2件（別添資料の事案③⑤）の発生および旧経営陣による隠蔽の事実が判明いたしました。

(3) 監督官庁による検査

上記（2）のほか、当組合では、監督官庁による検査を受け、不祥事件6件（別添資料の事案①②④⑥⑦⑧）の発覚および旧経営陣による隠蔽の事実が発覚しました。

3. 発覚後の経緯・対応等

(1) 監督官庁への届出

上記のとおり、別添資料の事案①～⑧の不祥事件発生当時、旧経営陣はこれらの事実を認識しながら、これを隠蔽し、監督官庁への届出を怠っていたことから、現経営陣は、第三者

¹ 「高橋・宮下法律事務所」 宮下朋子弁護士

² 「島田法律事務所」 富岡孝幸弁護士、山崎亘弁護士、山下諒弁護士

調査等によりこれらの事案が発覚した後、監督官庁へ届出を行いました。

また、旧経営陣による隠蔽ではない事案⑨⑩につきましても、現経営陣は、事案を認識した後、監督官庁へ届出を行っております。

なお、両事案は旧経営陣による隠蔽事案ではございませんが、これらが発覚後すぐの報告に至らなかった背景として、事案⑨については、当時の支店長が認識していたものの本部への連絡を怠る等、職員の法令等遵守意識を徹底できていなかったこと、また事案⑩については不祥事件と認定する態勢が整備されていなかったことに起因するものと当組合では認識しております。

(2) 第三者調査の実施

本件については、当組合と利害関係のない弁護士による第三者調査を2度実施しました。法律事務所が作成した第三者調査の結果は、同時配布しております「調査報告書（公表版）」（令和7年2月17日）のとおりです。なお、上記2（1）の調査者による調査内容については公表しておりませんが、調査者同意のもと、当該調査報告書において一部記載しております。

(3) 類似案件の調査

当組合では、事故者の行為態様（着服や不適正処理の方法等）や旧経営陣による隠蔽の可能性を踏まえ、類似案件の有無について調査を継続しておりますが、現時点において、本日公表の10件以外の不祥事件等はございません。調査の結果、新たな事実が発覚した場合は、改めてご報告いたします。

4. お客様への対応

現在までに発覚している10件の不祥事件の被害にあわれたお客様に対する弁済などにつきまして、事案①～⑧は、事故発生当時、不祥事件を認識していた旧経営陣の関与のもと、事故者および事故者の親族から被害にあわれたお客様に対し、被害額の全額を弁済しております。

事案⑨は、前述1（2）の通り支店長の関与のもと、事故者および事故者の親族から被害にあわれたお客様に対し、被害額の全額を弁済しております。

事案⑩につきましても、事故者が保管していた現金につき、遅滞なく組合から被害にあわれたお客様に返還しております。

第2 不祥事件が隠蔽された要因等について

1. 個別事案の概要

各不祥事件の概要は、別添資料のとおりです。

2. 組織的な要因

法律事務所による第三者調査により、本件の不祥事件（旧経営陣による隠蔽を含む）が発生した根本的な原因として、以下の問題点が指摘されました。詳細については、同時配布しております「調査報告書（公表版）」（令和7年2月17日）のとおりです。

(1) 旧経営陣トップの主導的関与

本件では、事故発生当時、コンプライアンスについて自らが率先して範を示すべき旧経営陣のトップ（前理事長）および内部監査部門のトップ（前理事兼監査部長）が自ら不正の隠蔽を行っており、このような経営者の下では、コンプライアンスの正常な機能発揮には限界があったこと。

（２） 経営管理（ガバナンス）の機能不全

経営管理（ガバナンス）が健全に機能し、前理事長らに対する牽制が実効的になされていれば、本件各事件の隠蔽は阻止され、あるいは、事後的であったとしても発見できたはずであるが、当時、当組合においては、経営管理（ガバナンス）が機能不全に陥っていたこと。

（３） 組織文化による適切な判断の阻害

複数の役員が不適切な対応をしたということは、その背後に、利用者に被害が残らなければ利用者保護に反しないから内々に処理して問題ないという意識等が、個々の役員の適切な判断を阻害していたという問題が潜んでいる可能性があること。

第３ 現経営陣による不適切な対応

本件では、当組合と利害関係のない調査者による第三者調査を２度実施し、また、監督官庁の検査においても、本件不祥事件に関する調査が行われました。当組合は、当該調査において、調査者、法律事務所および監督官庁の要請に従い、事案の解明に向けて真摯な対応を行ってまいりましたが、こうした対応を取る過程において以下の点について、不適切な行為が認められました。これらの行為は、ひとえに現経営陣の認識不足等に基づくものであり、自らが率先して範を示すべき経営陣として、コンプライアンスの軽視となる対応であったと深く反省しております。

（１） 監視カメラ映像の消去および事実と異なる監督官庁への報告

令和５年４月、調査者による第三者調査の過程において、調査者より本部４階部屋の監視カメラ映像の提供依頼を受けたことから、現理事長（当時は常務理事）が前理事長に当該映像の提供可否につき確認いたしました。

これに対し、前理事長からは「映像の一部に本部４階部屋の前理事長室があり、前理事長のプライバシー映像（着替等）が含まれているため、提供には応じられない」旨の回答がありました。

現理事長は、同回答を踏まえ、前専務理事及び前常務理事との協議の上、前理事長のプライバシーに配慮し、当該映像の削除を業者に依頼し映像を消去するという不適切な行動をしてしまいました。

その後、準用銀行法第２４条第１項に基づく報告において、現理事長は、消去したと説明していた映像の一部が残存していたことが、組合の内部調査により判明したものの、これを監督官庁に報告しておりませんでした。

当組合では、こうした一連の行為が、不祥事件の実態解明を阻む行為であったものと認識しております。

- (2) 理事会で承認を得た内容とは異なる内容で書換えした理事会議事録の監督官庁への提出
- 当組合は、職員アンケートにより指摘があった事項の真偽を確認すべく、法律事務所に対して追加の第三者調査を委任しました。この際、現理事長は、理事会において法律事務所への契約内容（予定）を報告しましたが、その後、法律事務所から委任事項の変更依頼があり、理事会での説明と契約内容との間に不一致が生じてしまいました。

このような中、当組合は監督官庁に対し、理事会議事録を提出する必要があったため、現理事長は、議事録記載の委任事項について理事会で承認を得た内容とは異なる内容で、法律事務所からの依頼通りに書換えするよう議事録作成者に指示し、結果、書換えした理事会議事録を作成し、これを監督官庁へ提出をいたしました。

しかし、法律事務所とは、最終的には当初の内容で契約を締結することとなったため、当初の理事会での議事経過と契約内容との不一致がなくなったため、現経営陣は、理事会議事録正本を当初の内容で作成することといたしましたが、現理事長は、こうした事情につき監督官庁に報告しておりませんでした。

当組合では、この一連の行為は、理事会で承認を得た内容とは異なる内容で書換えした議事録を監督官庁へ提出する不適切な行為であったものと認識しております。

第4 業務改善命令について

不祥事件の複数発覚並びにこれらにつき前経営陣が隠蔽していたこと、また現経営陣においても、実態解明の最中、不適切な行為が認められたことから、当組合の経営管理態勢及び法令等遵守態勢には重大な問題があるとして、本日、東北財務局長より業務改善命令を受けました。その内容は以下のとおりです。

1. 健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下の観点から、経営管理態勢及び法令等遵守態勢を確立・強化すること。
 - (1) 一連の不祥事件の隠蔽及び理事長自身による法令等遵守意識が欠如した行為等に関する経営責任の所在の明確化
 - (2) 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（理事相互間の監視・牽制や当局への正確な報告の態勢を含む）
 - (3) 全組合的な法令等遵守態勢の確立（コンプライアンス軽視の企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）
 - (4) 内部管理態勢の確立（厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立）
 - (5) 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保
 - (6) 不祥事件及び不祥事件が疑われる事案発覚後の対応の抜本的な見直し（経営トップの独断による隠蔽を防止する態勢の構築を含む）
2. 上記1. に係る業務改善計画を令和7年4月7日までに提出し、直ちに実行すること（計画に修正があった場合は都度提出すること）。
3. 上記2. の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3か月毎の進捗及び改善状況を翌月末までに報告すること（初回報告基準日を令和7年6月末とする）。

第5 業務改善命令を踏まえた経営責任および再発防止策について

1. 旧経営陣に対する責任追及

不祥事件の隠蔽に関与した旧経営陣については、役員退職慰労金の一部返納を請求する予定です。なお、前理事長は、退任後に代表権のない会長（非理事）職に就いておりましたが、令和7年2月1日をもってその職を辞任いたしました。

2. 現経営陣に対する処分

現経営陣につきましては、本事案を重く受け止め、理事長は報酬の全額を6か月間、専務理事は報酬の40%を3か月間、常務理事及び常勤理事・常勤監事は報酬の30%を3か月間、返納いたします。

3. 再発防止策

本件不祥事件については、第三者調査により判明した事実の結果および調査報告書による再発防止策の提言、また当局からの業務改善命令の内容を踏まえて、再発防止のための取組みを講じてまいります。

第6 信頼回復に向けた取組み

当組合では、令和2年に不祥事件を公表したこともあり、法令等遵守を経営の最重要課題として掲げておりましたが、旧経営陣による不祥事件の隠蔽が長期間続いていたことや、現経営陣による不適切な対応が発生したことを真摯に反省し、全役職員に対するコンプライアンス態勢と内部管理態勢の強化・充実に努め、お客さまからの信頼回復に全役職員一丸となって取り組んでまいります。

加えまして、今後の経営体制にあたっては、上部団体である全信組連と人員を含めた連携を図りながら、外部有識者の意見も交えつつ、ガバナンス態勢の再構築に取り組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

総合企画部：024-922-7711

担当：須田、黒羽

受付時間：平日午前9時～午後5時

以上